

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年十二月九日法律第九十九号)

(抄)

.....
1

○割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年十二月九日法律第九十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条の規定 公布の日
- 二 第三十五条の三の十二の改正規定及び第三十五条の三の十三第七項の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日

第二条～第十三条（略）